中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- (1) 営業損害(風評被害による中国向けスケソウダラ及びマダラの売却損) 65,020,491円 平成23年11月21日
- (2) 追加的費用(上記スケソウダラ及びマダラの保管費用) 8,258,211円

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月21日

(3) 上記(1)及び(2)の損害賠償請求にかかる弁護士費用 2,198,361円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金75,477,063円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、 その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に 何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月18日

(仲介委員長 黒田純吉、仲介委員 田中昭人、同 村上義弘)